

現行のバイオマス活用推進基本計画の 評価について

令和4年1月
農林水産省
大臣官房環境バイオマス政策課

I バイオマス活用推進基本法等

I-1. 現行のバイオマス活用推進基本計画策定後の主な動き（1）

	法律・基本計画等	主な記載事項（バイオマス関係）
2018	エネルギー基本計画 (第5次：2018年7月閣議決定)	○ 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組 ○ 木質バイオマス、下水汚泥や食品廃棄物などによる都市型バイオマスの利用を推進
	プラスチック資源循環戦略 (2019年5月関係大臣決裁)	○ プラスチックの3Rと循環利用を推進 ○ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
2019	パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 (2019年6月閣議決定)	○ 脱炭素社会を最終到達点に掲げ、温室効果ガスの低出型の経済・社会の発展を目指す ○ バイオマスを含む再生可能エネルギーの円滑な大量導入に向けた取組を積極的に推進、化石資源からバイオマスによる原料転換を推進
	食料・農業・農村基本計画 (第5次：2020年3月閣議決定)	○ 発電に加え、エネルギー効率の高い熱利用の促進 ○ バイオガス化及び消化液の利用・促進 ○ 新たなバイオマス製品の製造・販売の事業化に向けた事業開発や普及の推進
2020	バイオ戦略2020 (2020年6月統合イノベーション戦略推進会議決定)	○ 2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現 ○ 環境負荷低減に貢献するバイオ由来製品の市場拡大に向けた取組の推進
	バイオプラスチック導入ロードマップ (2021年1月策定)	○ プラスチック資源循環システムとの調和等を考慮した導入の方向性を示す。
2021		

I-1. 現行のバイオマス活用推進基本計画策定後の主な動き（2）

		法律・基本計画等	主な記載事項
2021		2020年10月	2050年カーボンニュートラルを宣言
	みどりの食料システム戦略 (2021年5月策定)		○ 調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発、2050年までに社会実装
	地球温暖化対策の推進に関する法律 (2021年6月改正・施行)		○ 2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念 ○ 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設
	2050年カーボンニュートラルに伴う グリーン成長戦略 (2021年6月策定)		○ 2050年カーボンニュートラルを実現するため、成長が期待される産業（14分野）の実行計画を示す
	地域脱炭素ロードマップ (2021年6月決定)		○ 今後5年間を集中期間として、政策を総動員し、2030年度までに100以上の脱炭素先行地域を創出
	森林・林業基本計画 (第5次：2021年6月決定)		○ 森林資源の保続が担保された形での木質バイオマスの利用を推進、熱利用・熱電供給等の地域内利用を推進 ○ 未利用材の効率的な運搬収集システムの構築 ○ 木質バイオマス由来の新素材の研究・技術開発

I-1. 現行のバイオマス活用推進基本計画策定後の主な動き（3）

2021	法律・基本計画等	主な記載事項
	エネルギー基本計画 (第6次：2021年10月閣議決定)	○ 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減等に向けたエネルギー政策の道筋を示す ○ 再エネの主力電源化を徹底し、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入
	地球温暖化対策計画 (2021年10月閣議決定)	○ 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減等に向け、各産業部門等での削減目標を改訂し、主な対策・施策を示す
	気候変動適応計画 (2021年10月閣議決定)	○ 防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で気候変動適応策を拡充。PDCAサイクルの下、分野別施策及び基盤的施策に関するKPIを設定し、各施策の進捗管理を実施
	農林水産省地球温暖化対策計画 (2021年10月決定)	○ 2030年度46%削減目標に合わせ、農林水産分野の地球温暖化対策の目標水準を引き上げるとともに、みどりの食料システム戦略に掲げられた技術の社会実装等の取組を加速化
	農林水産省気候変動適応計画 (2021年10月決定)	○ 気候変動による影響に関する科学的知見の充実を踏まえ、「みどりの食料システム戦略」に掲げられた、気候変動に適応する生産安定技術・品種の開発・普及等を推進

I-2. バイオマス活用推進基本法の概要（平成21年6月12日法律第52号）

基本理念

- 総合的、一体的かつ効果的な推進
- 地球温暖化の防止に向けた推進
- 循環型社会の形成に向けた推進
- 産業の発展、国際競争力の強化への寄与
- 農山漁村の活性化等に資する推進
- バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用
- エネルギー供給源の多様化
- 地域の主体的な取組の促進
- 社会的気運の醸成
- 食料の安定供給の確保
- 環境の保全への配慮

責務・連携の強化

国、地方公共団体、事業者等の責務の明確化とそれぞれの主体の連携の強化

バイオマス活用推進基本計画の策定等

政府はバイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画（バイオマス活用推進基本計画）を策定しなければならない。

法制上の措置等

政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

国の施策

- 必要な基盤の整備
- バイオマスを供給する事業の創出
- 技術の研究開発・普及
- 人材の育成・確保
- バイオマス製品の利用の促進
- 民間団体の自発的な活動の促進
- 地方公共団体の活動の促進
- 国際的な連携・国際協力の推進
- 情報の収集
- 国民の理解の増進

バイオマス活用推進会議

- ① 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。
- ② 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、①の調整を行うに際しては、意見を聴くものとする。

I-3. 現行のバイオマス活用推進基本計画の概要（平成28年9月16日閣議決定）

- バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づき、バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める計画。
- 従前の基本計画（平成22年12月17日閣議決定）のもと、エネルギー利用を中心にバイオマス産業の市場規模が拡大したが、固定価格買取制度を活用した売電の取組に偏りがみられ、売電以外の取組では、経済性の確保や地域が主体となる持続的な事業モデルの確立が課題となっており、新たな基本計画によってこれらの課題の解決を図る。

1 施策についての基本的な方針

地域に存在するバイオマスを活用して、**地域が主体となった事業を創出し、農林漁業の振興や地域への利益還元による活性化につなげていく**施策を推進。

2 国が達成すべき目標（目標：2025年）

環境負荷の少ない持続的な社会

年間約**2,600万炭素トン**の
バイオマスを利用

農林漁業・農山漁村の活性化

全都道府県、600市町村で
バイオマス活用推進計画を策定

新たな産業創出

5,000億円の市場を形成

3 政府が総合的かつ効果的に講ずべき施策

- より経済的な価値を生み出す**高度利用**や**多段階利用**などの地域が主体となった取組を後押し。
- エネルギー効率の高い**熱利用**の普及拡大、**熱源としてのバイオガス**の積極的利用等を推進。
- 成功事例のノウハウなどを幅広く共有していくことによる**取組の横展開**を促進

重点事項

- ・ 経済性が確保された取組を強化
- ・ 地域に利益が還元され、持続的かつ自立的な取組を推進

4 技術の研究開発に関する事項

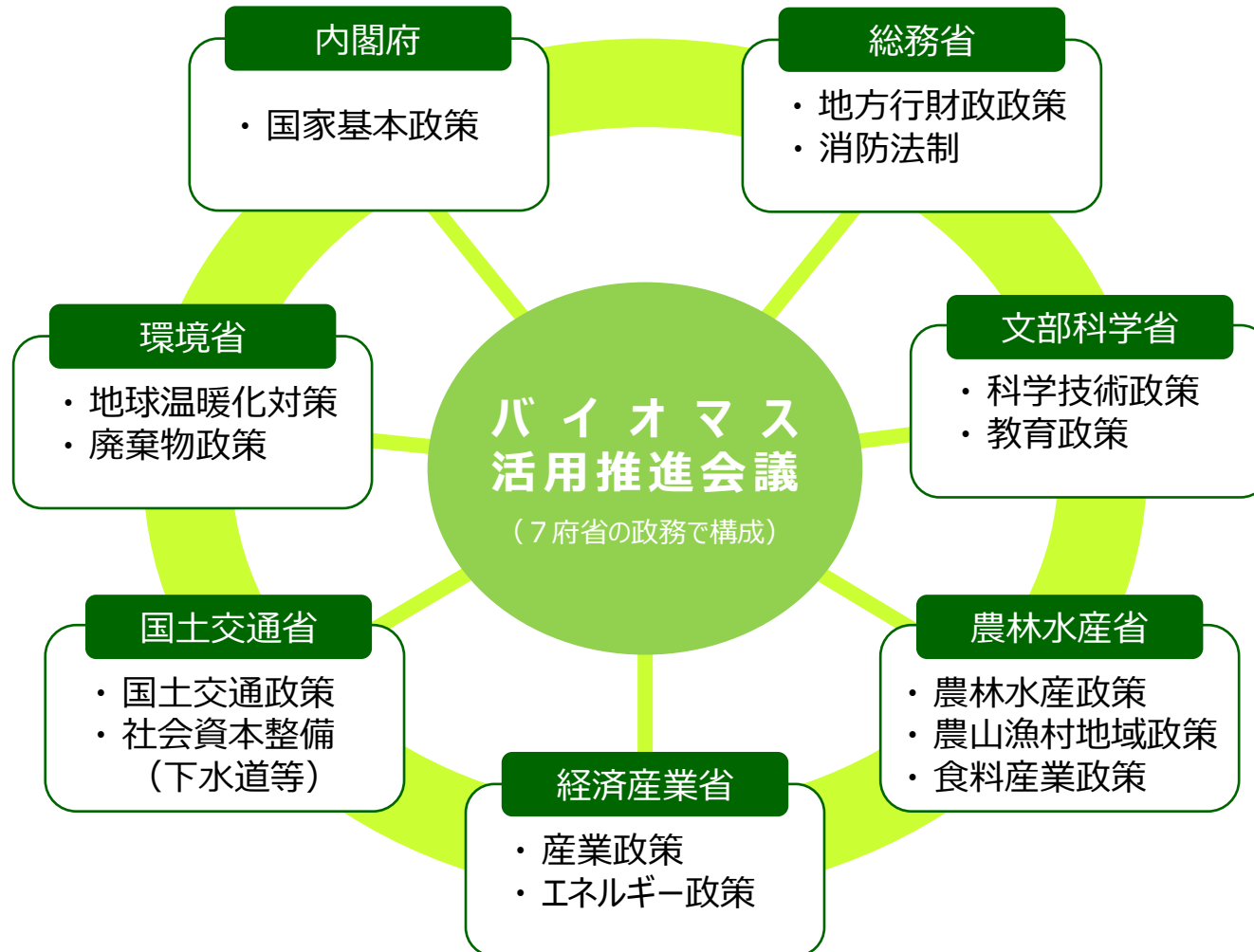
- 地域の実情に応じた多様な**バイオマスの混合利用**、**下水汚泥由来の水素ガス**の製造利用方法の確立。
- 発電等に伴う**余剰熱**及びバイオガス製造過程で発生する**消化液等の副産物**の利用技術の確立。
- 産業化を見据えた**微細藻類等による次世代バイオ燃料**の研究開発等の推進

重点事項

- ・ 実用化、高付加価値化を促進

I-4. バイオマス関連施策の推進体制

- バイオマス活用推進基本法（平成21年6月12日法律第52号）に基づいて、関係する7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の政務で構成される「バイオマス活用推進会議」が設置され、連携してバイオマスの活用に資する施策を推進。



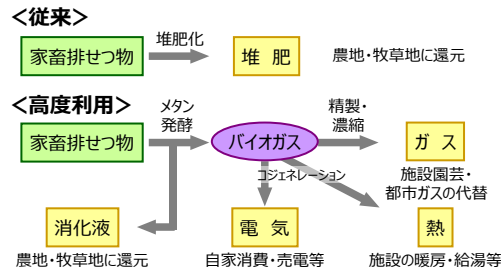
メンバー

農林水産副大臣
内閣府大臣政務官
総務大臣政務官
文部科学大臣政務官
経済産業大臣政務官
国土交通大臣政務官
環境大臣政務官

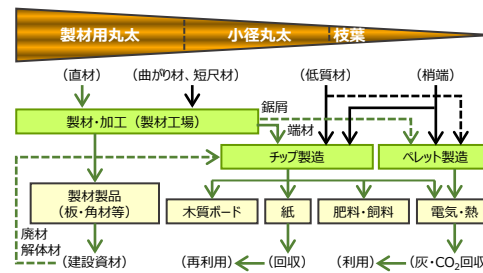
I-5. 現行のバイオマス活用推進基本計画によって目指す地域の姿

より経済的な
価値を生み
出す取組

高度利用 より経済的な価値を生み出す



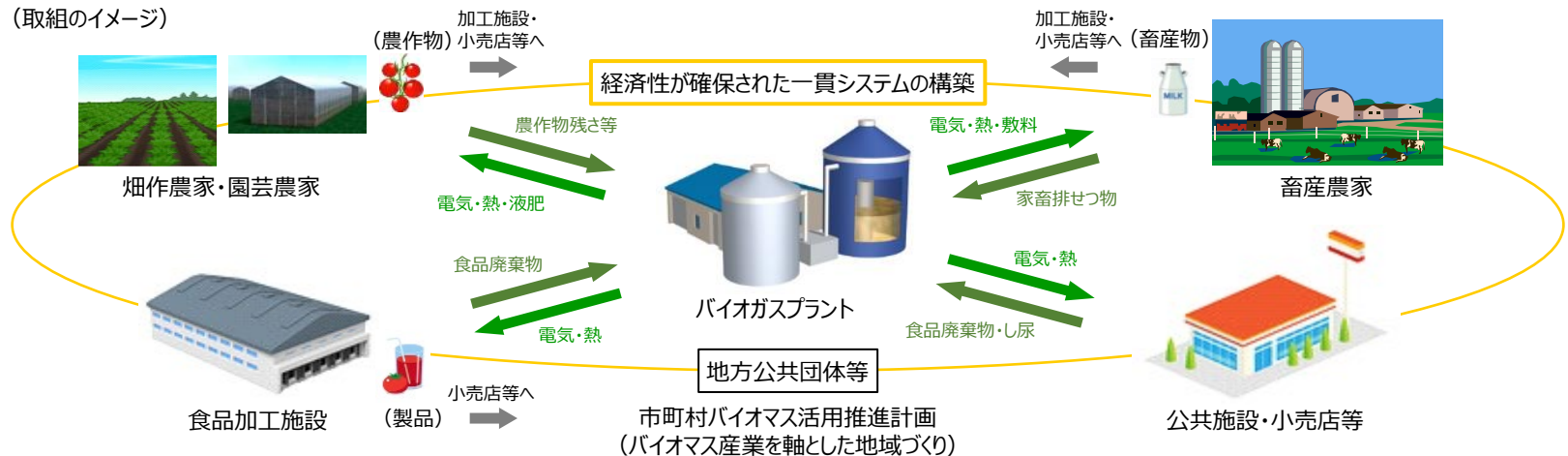
多段階利用 限られた資源を徹底的に使う



熱利用 エネルギー効率のよい熱利用の推進

- 農業生産現場や地域の熱需要施設等において、バイオマスの熱利用は化石燃料の代替となることが期待。
- エネルギー需要のおよそ半分は熱であり、特に農業生産現場におけるエネルギー消費の約8割が熱利用であることから、バイオマスの熱利用を推進。
- ※ 熱利用は発電と比べてエネルギー効率が良い (熱利用：60～90%程度、発電：10～40%程度)
- 現在は十分に活用されていない発電における余熱の利用を進める「熱電併給」の取組も加速。

持続的かつ
自立可能な
取組



① 産業振興・雇用創出

- 地域に存在するバイオマスをエネルギーや製品等に変換・活用する新産業が創出。
- ②、③による節約費用は経営規模の拡大等に充当することが可能。
- 上記の取組等により新たな雇用が創出。

② 廃棄物等の処理費用や労力の軽減

- これまで廃棄物処理を行っていた農畜産業生産現場で発生する農作物非食用部や家畜排せつ物等の廃棄物系バイオマスについて、高度利用等に用いることで、その処理費用や運搬等の労力が軽減。

③ 安価なエネルギーや製品等の供給

- バイオマスの変換技術により得られた電気・熱等のエネルギーや製品等を地域の農家や公共施設等に安価に提供することで、これまで必要としていたエネルギー等に要する費用の負担が軽減。

得られた利益
が地域に還元
される取組

成功事例を幅広く共有・事業の横展開

環境負荷の少ない持続的な社会

農林漁業・農山漁村の活性化

新たな産業の創出

I-6. バイオマス事業化戦略の概要 (平成24年9月6日バイオマス活用推進会議決定)

戦略1: 基本戦略

- 技術とバイオマスの選択と集中による事業化の重点的な推進
- 関係者の連携による原料生産から収集・運搬、製造・利用までの一貫システムの構築
- 地域のバイオマスを活用した事業化推進による地域産業の創出と自立・分散型エネルギー供給体制の強化

戦略2: 技術戦略 (技術開発と製造)

- 技術ロードマップに基づき、事業化に活用する**実用化技術とバイオマス**を整理
〔 技術・・・メタン発酵・堆肥化、直接燃焼、固体燃料化、液体燃料化
バイオマス・・・木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物 〕
- 産学官の研究機関の連携による**実用化を目指す技術の開発加速化**

戦略4: 入口戦略 (原料調達)

- バイオマス活用と一体となった**川上の農林業の体制整備**
- バイオマスの**効率的な収集・運搬システムの構築**
- 高バイオマス量・易分解性等の**資源用作物・植物の開発**
- 多様なバイオマス資源の**混合利用と廃棄物系の徹底利用**

戦略6: 総合支援戦略

- 地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型エネルギーシステムの構築に向けた**バイオマス産業都市の構築**(バイオマスタウンの発展・高度化)
- 原料生産から収集・運搬、製造・利用までの**事業者の連携による事業化の取組を推進する制度の検討**(農林漁業バイオ燃料法の見直し)

戦略7: 海外戦略

- **アジア等における持続可能なバイオマス利用システムの構築**
- 持続可能なバイオマス利用に向けた**国際的な基準づくり等の推進**

戦略3: 出口戦略 (需要の創出・拡大)

- **固定価格買取制度の積極的活用**
- 投資家・事業者の参入を促す**バイオマス関連税制の推進**
- **各種クレジット制度の活用**による温室効果ガス削減の推進
- **高付加価値製品の創出**による事業化の推進

戦略5: 個別重点戦略

①木質バイオマス

- ・ 未利用間伐材等の**効率的な収集・運搬システムの構築と木質発電所等でのエネルギー利用**を一体的・重点的に推進

②食品廃棄物

- ・ 分別回収の徹底・強化と、**バイオガス化、他のバイオマスとの混合利用、固体燃料化**による再生利用を推進

③下水汚泥

- ・ 地域のバイオマス活用の拠点として、**バイオガス化、食品廃棄物等との混合利用、固形燃料化**による再生利用を推進

④家畜排せつ物

- ・ **メタン発酵、直接燃焼、食品廃棄物等との混合利用**による再生利用を推進

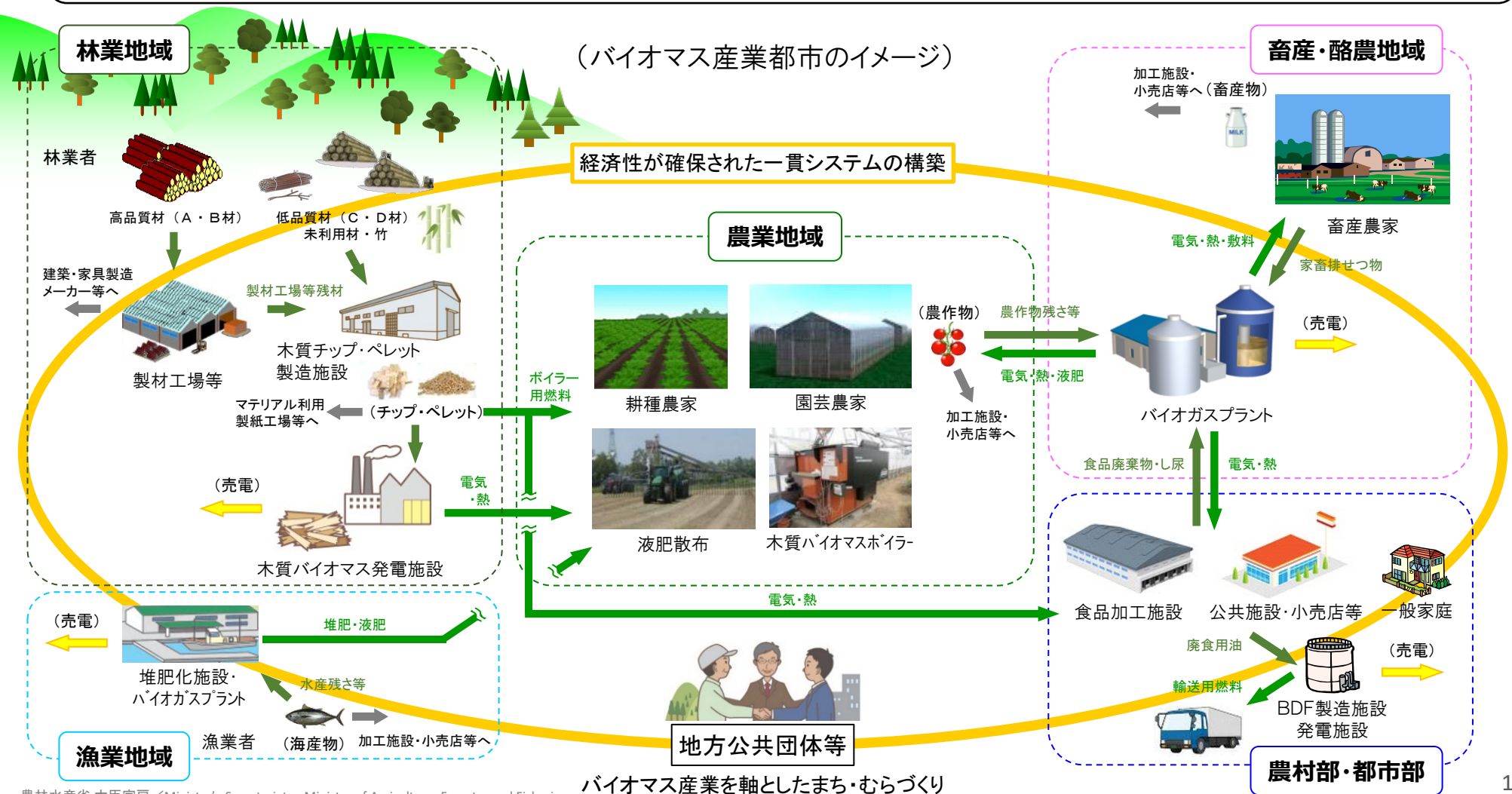
⑤バイオ燃料

- ・ 大規模製造プラントを有する地域での**農業と一体となった地域循環型バイオ燃料利用の可能性について具体化の方策を検討**
- ・ **バイオディーゼル燃料の税制等による低濃度利用の普及や高効率・低コスト生産システムの開発**
- ・ 研究機関の連携による**次世代バイオ燃料製造技術の開発加速化**

I-7. バイオマス産業都市について

- バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。

※関係7府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省



I-8. バイオマス産業都市の選定地域（97市町村）

年度別選定地域数（※市町村数）

H25		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1次	2次								
26	8	6	11	16	11	5	7	4	3

<> 内は選定年度（①：1次選定、②：2次選定）

青字は令和3年度選定地域

北海道ブロック（37市町村）

十勝地域（19市町村）、下川町、別海町<H25①>、釧路市、興部町<H25②>
平取町<H27>、知内町、音威子府村、西興部村、標茶町<H28>
滝上町、中標津町、鶴居村<H29>、稚内市、浜頓別町、幌延町<H30>、八雲町<R1>
湧別町<R2>、[雄武町<R3>](#)

北陸ブロック（4市）

新潟県 新潟市<H25①>、十日町市<H28>
富山県 射水市<H26>、南砺市<H28>

近畿ブロック（5市町）

京都府 南丹市<H27>、京丹波町<H28>、京都市<H29>
兵庫県 洲本市<H26>、養父市<H30>

東北ブロック（12市町村）

青森県 平川市<H28>、西目屋村<H29>
岩手県 一関市<H28>、軽米町<R1>
宮城県 東松島市<H25①>
南三陸町<H25②>
大崎市<H27>、加美町<H28>
色麻町<H29>
秋田県 大潟村<R2>
山形県 最上町<H27>、飯豊町<H29>

関東ブロック（10市町村）

茨城県 牛久市<H25①>
栃木県 茂木町<H27>、大田原市<H29>、さくら市<R1>
群馬県 上野村<H29>
山梨県 甲斐市<H27>
長野県 中野市<R1>、[長野市<R3>](#)
静岡県 浜松市<H25②>、掛川市<H28>

東海ブロック（5市町）

愛知県 大府市<H25①>、半田市<H28>
三重県 津市<H25②>、多気町、南伊勢町<R2>

九州ブロック（14市町）

福岡県 みやま市<H26>、宗像市<H27>、糸島市<H28>、朝倉市<R1>
佐賀県 佐賀市<H26>、玄海町<R1>
大分県 佐伯市<H26>、臼杵市<H27>、国東市<H28>、竹田市<R1>
宮崎県 小林市<H27>、[川南町<R3>](#)
鹿児島県 薩摩川内市、長島町<H28>

中国・四国ブロック（10市町村）

鳥取県 北栄町<H30>
島根県 奥出雲町<H25②>
隠岐の島町<H26>
飯南町<H27>
岡山県 真庭市、西粟倉村<H25②>
津山市<H27>
広島県 東広島市<H29>
山口県 宇部市<H29>
香川県 三豊市<H25①>

Ⅱ バイオマス活用推進基本計画の進捗状況

Ⅱ－１．バイオマス活用推進基本計画における国が達成すべき目標

- 現基本計画では、将来的に実現すべきバイオマスの活用が進んだ社会の姿を想定し、柱となる「地球温暖化の防止」「新たな産業の発展」「農山漁村の活性化」の達成状況を判断する指標として、バイオマスの利用拡大、バイオマス新産業の規模、バイオマス活用推進計画の策定を評価軸に、2025年に国が達成すべき目標値を設定。

将来的に実現すべきバイオマスの活用が進んだ社会の姿

- 環境負荷の少ない持続的な社会
- 新たな産業創出と農林漁業・農山漁村の活性化
- バイオマス利用を軸にした新しいライフスタイル
- 国際的な連携の下でのバイオマス活用

将来像を実現するために必要な目標（2025年）を設定

地球温暖化の防止や循環型社会の形成

バイオマスの利用拡大

- ・ 化石資源を用いて製造されているエネルギーや製品をバイオマス由来のものに代替することで炭素量換算で年間約2,600万炭素トンのバイオマスを利用
- ・ バイオマスの種類ごとに利用率の目標を設定

農林漁業・農山漁村の活性化

バイオマス活用推進計画の策定

- ・ 都道府県バイオマス活用推進計画を全ての都道府県で策定
- ・ 市町村バイオマス活用推進計画を全市町村数の3分の1に相当する600市町村で策定

新たな産業の発展や国際競争力の強化

バイオマス産業の規模

- ・ バイオマスをエネルギーや製品に活用する環境調和型産業を育成し、それらの産業化が進展することを前提として、5,000億円の市場を形成

Ⅱ－２．国が達成すべき目標の達成状況 ①（バイオマスの利用量）

- 賦存量は、林地残材・建設発生木材等の木質バイオマスは増加し、黒液や紙、製材工場等残材等の賦存量は減少している。全体の賦存量は現行基本計画策定時からやや減少（24,840万t⇒24,330万t）。
- 特に林地残材、下水汚泥、食品廃棄物で利用量が増加しており、バイオマスの利用は現行基本計画策定時点に比べて全体的に進んでいる（17,371万t⇒18,120万t）。ただし、炭素量換算すると、利用量は前回からやや減少（2,452万炭素t→2,409万炭素t）。目標の2600万炭素トンに対しては、約92%の達成率。
- バイオマスごとの利用率については、特に食品廃棄物、農作物非食用部が、目標よりも低く留まっている。

バイオマスの種類	現行基本計画策定時点				現在			
	年間発生量	年間利用量	炭素量換算	利用率	年間発生量	年間利用量	炭素量換算	利用率
家畜排せつ物 (目標：約90%)	約8,100万ト	約7,000万ト	約418万炭素ト	約87%	約8,000万ト	約6,900万ト	約412万炭素ト	約86%
下水汚泥 (目標：約85%)	約7,800万ト	約4,900万ト	約56万炭素ト	約63%	約7,900万ト	約5,900万ト	約68万炭素ト	約75%
黒液 (目標：約100%)	約1,300万ト	約1,300万ト	約429万炭素ト	約100%	約1,200万ト	約1,200万ト	約396万炭素ト	約100%
紙 (目標：約85%)	約2,700万ト	約2,200万ト	約837万炭素ト	約81%	約2,500万ト	約2,000万ト	約761万炭素ト	約80%
食品廃棄物 (目標：約40%)	約1,700万ト	約410万ト	約17万炭素ト	約24%	約1,500万ト	約440万ト	約18万炭素ト	約29%
製材工場等残材 (目標：約97%)	約640万ト	約620万ト	約310万炭素ト	約97%	約510万ト	約500万ト	約250万炭素ト	約98%
建設発生木材 (目標：約95%)	約500万ト	約470万ト	約207万炭素ト	約94%	約550万ト	約530万ト	約233万炭素ト	約96%
農作物非食用部 (すき込みを除く) (目標：約45%)	約1,300万ト	約400万ト	約142万炭素ト	約32%	約1,200万ト	約370万ト	約132万炭素ト	約31%
林地残材 (目標：約30%以上)	約800万ト	約71万ト	約36万炭素ト	約9%	約970万ト	約280万ト	約140万炭素ト	約29%
合計	約24,840万ト	約17,371万ト	約2,452万ト		約24,330万ト	約18,120万ト	約2,409万炭素ト	

Ⅱ－３．国が達成すべき目標の達成状況 ②（バイオマス活用推進計画の策定）

- 市町村バイオマス活用推進計画のみに着目すると、その策定数は、目標の600市町村（全市町村数の3分の1に相当）に対し、現計画改定時は33市町村（6%）から73市町村（約12%）に増加したものの低調。
- この増加については、「バイオマス産業都市」に選定された市町村がバイオマス活用推進基本法に規定される手続きを経ることで、「バイオマス産業都市構想」を市町村バイオマス活用推進計画にみなして増えてきたもの。
- 一方で、バイオマスの活用を推進していくための指標となる計画を有している基礎自治体は重複を排除して計392市町村。これらを考慮すると、計画策定の達成率は約65%。
- 都道府県バイオマス活用推進計画の策定数は、目標の全都道府県に対し、19道府県（約40%）。

バイオマスの活用を推進する地域計画の策定状況（農林水産省調べ、2022年1月時点）

バイオマスタウン 構想

318市町村

バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われることを見込むもの。

※ 計画の種類：基本計画
※ 作成主体：市町村

市町村バイオマス 活用推進計画

73市町村

バイオマス活用推進基本法に基づき、バイオマス活用推進基本計画を勘案して、市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画を策定するもの。

※ 計画の種類：基本計画
※ 作成主体：都道府県、市町村

バイオマス 産業都市構想

97市町村

経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すもの。

※ 計画の種類：事業化計画
※ 作成主体：
①市町村（単独又は複数）、②市町村・都道府県の共同体、①又は②と民間団体等との共同体

都道府県バイオマス 活用推進計画

19道府県

バイオマス活用推進基本法に基づき、都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画を策定するもの。

2016年から2021年までに選定されたバイオマス産業都市は、43市町村。そのうち、市町村バイオマス活用推進計画の策定にカウントされている市町村は30市町村。

重複を除くと計392市町村

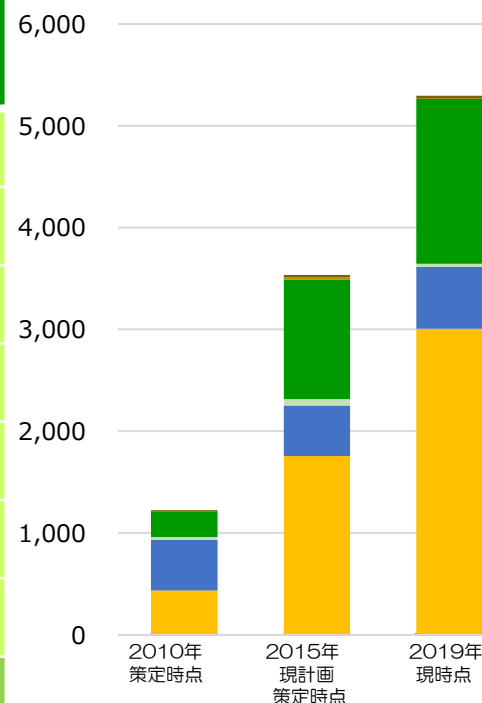
Ⅱ－４．国が達成すべき目標の達成状況 ③（バイオマス新産業の規模）

- バイオマス産業の市場規模については、現行基本計画策定時の3,500億円から、経済波及効果を含めて5,300億円に伸長しており、目標の5,000億円を達成する見込み。
- バイオマス市場規模の内訳を見ると、バイオマス発電（57%）、木質チップ（31%）、バイオプラスチック（11%）の3品目が大部分を占める。特に、固定価格買取制度によりバイオマス発電が大きく数字を伸ばしたほか、木質チップ等の利用が拡大。

バイオマス産業の市場規模の推計（農林水産省調べ（2019年）：暫定版）

生産品目	生産量 (A)	単価 (B)	市場規模 (C=A×B)	経済波及効果 (D)	計 (E=C+D)	参考 (2015年)
バイオガス	8,869千m ³	55円/m ³	4.9億円	2.4億円	7.3億円	1.3億円
バイオマス発電	165.0億kWh	39円/kWhほか	2,000.0億円	999.6億円	2,999.6億円	1,754.2億円
バイオプラスチック	74千t	277円/kg ほか	363.9億円	241.4億円	605.3億円	496.2億円
木質ペレット	66千t	34円/kg	22.4億円	11.4億円	33.8億円	65.1億円
木質チップ	6,984千t	14.5円/kg	1,012.7億円	606.8億円	1,619.5億円	1,175.5億円
バイオエタノール	182kL	114円/L	0.2億円	—	0.2億円	18.2億円
バイオディーゼル	27,000kL	112円/L	30.2億円	—	30.2億円	24.7億円
計			3,434.3億円	1,861.6億円	5,295.9億円	3,535.2億円

(億円)



註）四捨五入により合計値が合わない場合がある。

現計画策定以前から明確に市場が形成されている肥料、飼料などは推計の対象外。

※ バイオマス発電の単価は、RPS法下の取引価格と固定価格買取制度における調達価格を踏まえた単価。

※ 木質チップ及び木質ペレットは、発電分を除く。

■ バイオガス
 ■ バイオプラスチック
 ■ 木質チップ
 ■ バイオディーゼル
 ■ バイオマス発電
 ■ 木質ペレット
 ■ バイオエタノール